

助産所評価に係る規則・規程

- 1 日本助産評価機構 定款
- 2 日本助産評価機構 評価員倫理規定
- 3 助産所評価事業基本規則
- 4 助産所評価手続規則
- 5 助産所（有床）認定評価評価料に関する規程

一般財団法人日本助産評価機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本助産評価機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、母子を中心とした一般市民を対象として、助産実践及び教育の第三者評価及び認証に関する事業を行うことで、助産教育及び実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援すると共に、その成果を助産教育機関・助産所・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)助産教育及び助産実践の第三者評価実施事業
- (2)助産教育及び助産実践の評価基準作成・維持事業
- (3)助産教育評価員の育成、研修事業
- (4)助産教育・実践評価に関する普及啓発事業
- (5)助産教育・実践に関する情報収集、研究事業
- (6)助産教育・実践に関わる団体との情報交換及び共同事業
- (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	堀内 成子
現金	300万円

(基本財産)

第6条 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 第1号から第3号の附属明細書
- (5) 財産目録

(剰余金の処分制限)

第10条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であり、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(評議員の資格)

- 第 13 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 65 条第 1 項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 6 条第 1 号に規定する者は、評議員となることができない。
- 2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第 15 条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

- 第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事に支払う費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 合併契約の承認
 - (6) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
 - (7) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 評議員会は、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

- 第 18 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部又は一部の譲渡
- (4) 合併契約の承認
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 監事は前項以外に、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

7 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の招集に関する事項

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 重要な財産の処分及び譲受け

(5) 多額の借財

(6) 重要な使用人の選任及び解任

(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止

(8) その他この法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第 33 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が議長に当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第 32 条第 4 号については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第 8 章 会員

(会員)

第 38 条 この法人に会員を置くことができる。
2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員の入退会等に関する規程」による。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更するときは、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。ただし、公益認定法第 11 条第 1 項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。
2 一般法人法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

(合併)

第 40 条 この法人が合併するときは、あらかじめ公益認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をし、又は公益認定法第 25 条に規定する認可を受けた上で、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第 41 条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をした上で、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(解散)

第 42 条 この法人は、一般法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 か月以内に、類似の事業を目的とする公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、次の号に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 第22条に規定する評議員会の決議の省略をした場合の同意書
 - (3) 評議員会の議事録
 - (4) 第36条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
 - (5) 理事会の議事録
 - (6) 会計帳簿
 - (7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (8) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
 - (9) 財産目録
 - (10) 監査報告
 - (11) 評議員及び役員名簿
 - (12) 評議員及び役員の報酬等の支給基準
 - (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (14) 許認可及び登記に関する書類
- 2 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局その他

(事務局)

第47条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第13章 附 則

(設立者の氏名及び住所)

第48条 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所記載省略) 堀内 成子

(設立時評議員)

第49条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 恵美須 文枝 岡本 喜代子 島田 啓子 福井トシ子

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第50条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	堀内 成子	島田 真理恵	石川 紀子	山本 詩子
	春名 めぐみ	平澤 美恵子	中根 直子	大石 時子
	高田 昌代	江藤 宏美	井本 寛子	砥石 和子
設立時代表理事	堀内 成子			
設立時監事	小田切 房子	近藤 潤子		

(設立当初の事業年度)

第 51 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 7 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 52 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本助産評価機構の設立に際し、設立者が定款を作成し、記名押印する。

平成 26 年 11 月 11 日

設 立 者 堀 内 成 子

一般財団法人日本助産評価機構 評価員倫理規定

平20.04.15 決定

平22.04.01 改訂

第1条 一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）の行う助産 専門職大学院認証評価および助産実践評価に従事する評価者は、大学および助産 実践の質的向上および教育・研究・実践の改善に貢献することを使命とし、公正 誠実に評価活動を行わなければならない。

第2条 本規定において「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- 1 助産専門職大学院認証評価評議会の評議員および助産実践評価評議会の評議員
- 2 助産専門職大学院認証評価の評価委員会委員および幹事および助産実践評価の評価委員会委員および幹事
- 3 助産専門職大学院認証評価の評価員および助産実践評価の評価員
- 4 異議審査委員会の委員

第3条 この規定において「利害関係者」とは、助産専門職大学院認証評価および助産実践評価を申請、または予定している大学・助産実践の役員および専任の教職員および助産実践者をいう。

第4条 評価者および本機構事務局職員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けとること。
- 2 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 3 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 4 利害関係者から供応接待を受けること。
- 5 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 6 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、評価者および本機構事務局職員は以下の各号に掲げる行為を行うことができる。

- 1 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（当該大学および助産所のロゴが入ったもの）であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。ただし、額面3千円を超えるような金券類の贈与を受けてはならない。

- 2 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- 3 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- 4 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の所属する大学および助産所の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 5 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 6 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
- 7 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- 8 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。

第5条 評価者および本機構事務職職員は、私的な関係（評価者および本機構事務局職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯および現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な評価活動の実施に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

第6条 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、本機構の認証評価に関する講演、討論、講習もしくは研修における指導もしくは知識の教授、著述、監修、編さんをしようとする場合は、あらかじめ一般財団法人日本助産評価機構理事長の承認を得なければならない。

第7条 この規定の改廃は、理事会が決定する。

助産実践評価事業基本規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般財団法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、質の高い 助産実践の提供を保証する事業の一環として助産実践の評価を行う機関となり、 評価事業を行うことを目的とする。

(付帯業務)

第2条 機構は、前条の助産実践評価事業に付帯して、評価を適切に行うための運営、助産実践に関する情報収集と調査研究等、評価依頼者への適宜の情報提供等、付帯業務を行う。

(助産実践評価部)

第3条 助産実践評価事業及びその付帯業務は、機構理事会の委託にもとづき助産実践評価部がこれを行うものとする。

2 助産実践評価部は、評議会、評価委員会、評価員、異議審査委員会から構成される。

3 助産実践評価部は、所定の手続に基づいて、機構の評価報告書を作成し、評価結果を確定・公表する。

(守秘義務)

第4条 本機構及び助産実践評価部の構成員は、助産実践評価事業及びその付帯業務の遂行により取得した情報について、守秘義務を負う。但し、第1条第1項の助産実践評価事業の実施・公表のために必要がある場合を除く。

第2章 助産実践評価評議会

(目的)

第5条 助産実践評価の最高意思決定機関として、助産実践評価評議会を設ける。

(権限)

第6条 助産実践評議会は、以下の権限を有する。

(1) 評価基準の策定・変更等助産実践評価事業及びその付帯業務の基本的事項を決定する。

(2) 評価委員会の委員、異議審査委員会委員を選任する。

(3) 評価結果に対する評価依頼者からの異議の採否を決定し、異議審査委員会の審査を経て、必要があるときは、評価委員会に評価報告書修正を指示する。

(4) この基本規則の改正案を決定する。

(5) その他、機構理事会から委託された事項を行う。

(構成)

第7条 助産実践評議会は、評価部長および9名の評議員をもって構成する。評議員のうち3名は開業助産師、2名は勤務助産師、2名は助産教育に従事する教育者、2名は一般有識者（教育学、産科学、ジェンダー論等に関連する）とすることを

原則とする。

(評議員の選任)

第8条 評議員は、機構理事会において選任する。

(任期)

第9条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議会議長)

第10条 評議会議長は、評議員の互選により決する。

2 評議会議長は、評議會を統括し、これを代表する。

(評議會の開催)

第11条 通常、評議會は、原則として毎年1回定時に開催する。

2 臨時評議會は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。

(1) 評価結果の確定の必要があるとき。

(2) 評価結果に対する評価依頼者からの異議を審理する必要があるとき。

(3) その他機構理事長または評議会議長が必要と認めたとき。

(4) 評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 前項(2)の異議の審理は、第49条所定の異議審査委員会の異議審査書が評議會に提出された後に行なわれる。

(招集)

第12条 評議會は、評議会議長が招集する。

(定足数)

第13条 評議會は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第14条 評議會の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 評議員は、その所属もしくは利害関係を有する評価依頼者に関する議事に参加できない。

(書面表決)

第15条 やむを得ない理由のため評議會に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 評議會の議事については、議事録を作成しなければならない。

(評議會運営規則)

第17条 評議會は、その運営に関して、別途、評議會運営規則を設ける。

第3章 評価委員会

(目的)

第18条 助産実践評価事業及びその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価報告書（最終案）の作成を行う機関として、評価委員会を設ける。

（権限）

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- （1） 評価報告書（最終案）を作成する。
- （2） 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項その他助産実践評価事業及びその付帯業務の実施に関する事項について決定する。
- （3） 評価依頼者との助産実践評価委託契約等、助産実践評価事業及びその付帯業務に関する契約締結について決定する。
- （4） 評価員を選任し、または解任する。
- （5） 評価依頼者ごとに評価員から成る評価チームを編成する。
- （6） 評価委員会の幹事を必要な期間選任し、または解任する。
- （7） 助産実践評価事業及びその付帯業務についての諸事項で、（2）に当たらないものにつき、これを決定する。

（構成）

第20条 委員会は、10名程度の委員をもって構成する。評価委員のうち6名程度が実践に従事する助産師（開業助産師3名・勤務助産師3名）、2名程度が助産教育に従事する教育者、2名程度が一般有識者とするを原則とする。

（委員の選任）

第21条 委員は、助産実践評価評議会において選任する。

（任期）

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された評価委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第23条 委員会には、原則として委員長1名と副委員長2名を置く。これらは、委員の互選により決する。

（開催）

第24条 委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催する。

（招集）

第25条 委員会は、評議会議長または委員長が招集する。

（議長）

第26条 委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長のうち1名がこれに当たる。

（議決）

第27条 委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

- 2 委員は、その所属もしくは利害関係を有する評価依頼者に関する議事に参加できない。

（議事録）

第28条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(委員会運営規則)

第29条 委員会はその運営に関して、別途、評価委員会運営規則を設ける。

第4章 評価員

(目的)

第30条 評価依頼者の自己点検評価票その他の資料を調査し、現地調査を行い、評価報告書(原案等)を作成する職務を行うため、評価員を置く。

(評価員名簿)

第31条 評価員に選任された者は、評価員名簿にその氏名、所属、連絡先を登載する。

(評価員)

第32条 評価員は評価委員会により選任されるものとし、評議員、評価委員会委員との兼任を妨げない。

(評価チーム)

第33条 評価チームは、評価依頼者ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価員3名から成るものとする。なお、評価チームの構成については、原則として、評価員3名のうち2名は助産師とする。

2 評価依頼者の規模により、前項の評価員数は増減することがある。

3 評価依頼者に所属もしくは利害関係を有する者は、当該評価チームの評価員となることは出来ない。

(権限)

第34条 評価員は、評価委員会で決定された評価チームの一員として、評価依頼者の自己点検評価票に基づく調査報告書(案1)を作成し、その後、現地調査を行い、評価についての調査結果及び意見を記載した調査報告書(案2)を作成し、評価報告書(原案)を評価委員会へ提出する。

(主査・副査)

第35条 評価チーム3名のうち、1名を主査とし、1名を副査とする。

(主査・副査の権限)

第36条 主査は、評価チームを統率するとともに、自己点検評価票に基づく調査報告書(案1)、調査報告書(案2)、及び評価報告書(原案)を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

(評価員の義務)

第37条 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修に参加しなければならないものとする。

(任期・辞任・解任)

第38条 評価員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 評価員がこれを辞する場合には、評価委員会宛てに文書で理由を付して届け出るものとする。

3 評価委員会は、評価員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。

第5章 異議審査委員会

(目的)

第39条 評価結果に対する評価依頼者からの異議を審査するため、異議審査委員会を設ける。

(権限)

第40条 委員会は、評価依頼者から出された異議について、それが理由あるものか否かを審査し、審査結果を評議会に報告する。

(構成)

第41条 異議審査委員会は、5名の異議審査委員をもって構成する。異議審査委員のうち、3名は助産施設の運営若しくは助産実践に識見を有する者、2名は機構の副理事長及び監事とすることを原則とする。

(委員の選任)

第42条 委員は、評議会において選任する。

2 評議会は、予め複数名の異議審査委員を選任する。

3 異議審査の対象となる評価依頼者に所属もしくは利害関係を有する者は、異議審査に加わることは出来ない。

この場合の異議審査については、評議会議長が異議審査予備委員の中から指名した者が、異議審査委員となる。

(任期)

第43条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第44条 評価結果に対し、評価を受けた依頼者から出された異議は、異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催される。

(委員長)

第45条 異議審査委員会委員長は委員の互選により定める。

(招集)

第46条 委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第47条 委員会の議長は、委員長がこれを行う。

(議決)

第48条 委員会の議決は、原則として、出席し議事に参加した委員全員の一致によるものとする。ただし、意見の一致を見るのが困難であると議長が判断した場合には、多数決によることもできるものとする。

(異議審査書の作成)

第49条 委員会は、議事の結果について異議審査書を作成し、評議会に提出するものとする。

(委員会運営規則)

第50条 委員会は、その運営に関して、別途、異議審査委員会運営規則を設ける。

第6章 事業会計

(総則)

第51条 助産実践評価事業会計は、機構の一般会計に属する。

(評価手数料等)

第52条 助産実践評価評議会は、評価に関して評価依頼者から徴収する評価手数料等を決定する。

(事業報告)

第53条 評議会は、毎事業年度の始めから2ヶ月以内に、前事業年度に係る事業報告書を作成し、これを機構理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第54条 評価事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(評価の受託)

第55条 機構は、評価依頼者から助産実践評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価依頼者の助産実践評価を行うものとする。

(評価に関する諸規則)

第56条 助産実践評価に関する手続、評価結果の確定・公表及び評価結果に対する評価依頼者からの異議申立に関する事項については、評議会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

(その他必要な事項)

第57条 この基本規則に定めるもののほか、助産実践評価事業に関し必要な事項は、機構理事会の授権にもとづいて、評議会において、別に定める。

(改正)

第58条 この基本規則の改正は、評議会の発議に基づき機構理事会において行う。

附 則

第1条 本規則は、平成21年10月29日に評議会にて制定し同日より施行する。

第2条 初年度の事業年度の開始日は、施行日からとする。

助産所評価手続規則

(目的)

第1条 一般財団法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、助産所における助産実践等の質の向上を図ることを目的とする事業の一環として助産所機能の適格認定に関する評価を行う機関として、助産所の評価事業を行う。

(評価の着手)

第2条 機構は、助産所から評価の申請を受けた時点から評価に着手する。

2 助産所評価事業基本規則第55条の「正当な理由」とは、評価員の確保等、評価の実施体制上、遅滞なく評価に着手することができない場合の他、天災等の不可抗力により評価の実施が不可能な場合をいう。

3 機構の助産所評価に要する期間は、別紙「評価のプロセス」に記載のとおり、評価実施の決定時から評価報告書確定までに、評価結果に対する異議申立がなされる等により長期化した場合には1年6ヶ月、異議申立がなされなかった場合においても1年の期間を要することから、機構の評価を受けようとする助産所は、機構に対し、評価を受けるべき期限から1年6ヶ月を遡った時点までに、評価の申請を行うものとする。

(評価受審申請までのプロセス)

第3条 評価受審申請は、以下のプロセスで行う。

- ① 助産所評価受審希望助産所責任者への事前説明会を、年2回開催する。
- ② 助産所評価受審事前説明会参加者には、参加証を発行する。
- ③ 事前説明に参加してからの申請期間は、1年以内とする。
- ④ 申請書には、助産所評価受審事前説明会参加証を添付する。

(評価のプロセス)

第4条 機構の評価は、以下のプロセスを、概ね別紙「評価のプロセス」記載のスケジュールに準じて行う。

- ① 機構と評価対象となった助産所（以下「申請助産所」という。）は、申請助産所に対する評価実施の全体的なスケジュールについて合意する。
- ② 申請助産所は、自己点検評価票を作成し、資料とともに機構に提出する。
- ③ 担当評価チームは、提出された自己点検評価票の分析・検討を行う。
- ④ 評価チームは、自己点検評価票に基づく調査報告書（案1）および質問事項を作成する。
- ⑤ 機構は、調査報告書（案1）および質問事項を申請助産所に送付する。
- ⑥ 申請助産所は評価チームによる調査報告書（案1）に対する意見や質問事項への回答を機構に提出する。
- ⑦ 現地調査は、基本規則第33条に規定された3名の評価チームにより行う。
- ⑧ 評価チームは、自己点検評価票に基づく調査報告書（案1）、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成する。
- ⑨ 評価チームは、評価報告書（原案）を作成し評価委員会に提出する。

評価委員会は、評価報告書(原案)を申請助産所に送付して意見を求める。

⑩ 評価委員会は、⑨の申請助産所からの意見を検討の上、評価報告書(最終案)を決定する。

⑪ 評価結果の確定、申請助産所への通知、異議申立手続は、次条以下で定める。

(異議申立手続)

第5条 申請助産所は評価結果受領後30日以内に限り、機構に対して異議の申立を行うことができる。

2 前項の異議申立は、異議事由を記載した書面を機構に送付することによって行う。

(異議審査委員会による異議申立の審査)

第6条 異議審査委員会は、申請助産所からの異議申立を審査し、異議審査書を評議会へ提出する。

2 異議審査書には、異議審査委員による審査の結論及び理由を記載する。

3 異議審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができる。

4 異議審査委員会は、必要に応じ、申請助産所・評価員等からの意見聴取を行うことができる。

(評議会による異議申立の審理)

第7条 評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書を踏まえて審理し、申請助産所の異議申立の当否を判断する。

2 再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。

3 評議会は、必要と認めた場合には、異議審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

(評価委員会による修正評価報告書の作成と評議会による審理)

第8条 評価委員会は評議会の再評価命令がなされた場合には再評価を行い、修正評価報告書を作成する。

2 評価委員会は、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。

3 修正評価報告書の内容は、評議会の再評価命令の内容に拘束される。

4 評議会は、評価委員会の作成した修正評価報告書について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。

① 修正評価報告書が適当であるとして承認する。

② 修正評価報告書を修正する。

5 評議会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば異議審査委員会・申請助産所からの意見聴取を行うことができる。

(最終結果の確定、申請助産所への送付)

第9条 最終結果は、以下の各号のいずれかによって確定する。 評価委員会作成の修正評価報告書に対して、申請助産所が所定の期間内に異議

の申立をしなかったとき

2 申請助産所が異議の申立をした場合

① 評議会が異議申立を却下したとき

② 評議会が、その再評価命令に基づく評価委員会の修正評価報告書を承認または修正したとき

3 確定した評価報告書には、本手続規則の第4条10号の意見および第5条の異議申立の内容を付記する。

4 機構は、確定した評価報告書を申請助産所に送付する。ただし、異議申立がなされなかった場合には、重ねて送付することを要しない。

5 機構は、確定した評価報告書を刊行物及び機構のWEBサイトに掲載する等の方法で公表する。

(改善報告)

第10条 申請助産所は、確定した評価報告書を受け取り、指定された期日までに改善勧告及び問題点についての提言に対する改善報告書を機構に提出しなければならない。

2 評価委員会は、提言に対する改善報告書を検討し、改善報告書検討結果(案)を作成し、評議会に報告する。

3 評議会は、改善報告書検討結果の決定後、これを申請助産所に通知する。

4 申請助産所は、指定された期日までに提言に対する改善報告書を提出できない場合は、理由を付してその旨を機構に申し出る。

(評価後の重要な変更)

第11条 適格認定を受けた助産所(以下、「認定助産所」という。)は、次の評価を受ける前に、助産実践内容又は助産所組織に重要な変更があったときは、1ヶ月以内に、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、認定助産所の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

(年次報告書)

第12条 前条第1項に定めるほか、認定助産所は、助産所組織、業務内容、分娩件数、異常報告及び転院報告等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出する(様式は別途)。

(認定の期間)

第13条 助産所評価の適格認定評価の期間は、5年間とする。

(評価基準の変更)

第14条 機構は、評価基準を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階において案を公表すると共に申請助産所へ送付して、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

2 機構は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに申請助産所に通知する。

3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に申請助産所が作成する自己点検評価票にかかる評価に対して適用される。但し、申請助産

所が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

(評価手数料等)

第15条 機構は、評価に関して申請助産所の負担する評価手数料等について、別に定める。

(公表事項及び変更事項の届出)

第16条 機構は、以下の各号に定める事項を機構のWEBサイトに掲載する等の方法により公表する。

- ① 名称及び事務所の所在地
- ② 役員の氏名
- ③ 評価の対象
- ④ 評価基準及び評価方法
- ⑤ 評価の実施体制
- ⑥ 評価の結果の公表の方法
- ⑦ 認定の期間
- ⑧ 評価に係る手数料の額

(認定の取消)

第17条 機構は、以下の各号に定める事項に該当する場合は、認定の取り消しを行うことができる。認定の取り消しの手続きについては別に定める。

- ① 助産実践において重大な過失が生じた場合
- ② 機構の求めに応じることなく定時の年次報告を怠った場合
- ③ その他、認定が適格でないと認める場合

附則

第1条 本規則は、機構理事会が平成21年2月14日に制定し、同日より施行する。

助産所（有床）認定評価評価料に関する規程

（目的）

第1条 日本助産評価機構が行う助産所（有床）認定評価の評価料については、この規程の定めるところによる。

（会員助産所が評価を受ける際的评价料）

第2条 会員助産所が評価を受ける場合は、助産所の規模に応じて、以下の（1）および（2）により計算した額それぞれに消費税を加算した合計額とする。

（1）基本費用 1助産所（有床）15万円

（2）申請の前年1月～12月の分娩件数に応じた金額を（1）に追加する。

（非会員助産所が評価を受ける際的评价料）

第3条 非会員助産所が評価を受ける場合は、前条の評価料と1年分の会費相当額を加えた額の合計額とする。

（分娩件数に応じた金額の算出）

第4条 分娩件数に応じた金額（第2条（2））の算出については、申請前年の分娩件数に応じた以下の金額とする。

申請前年（1月～12月）の分娩件数	分娩件数に応じた金額
60件未満	50,000円
60件以上120件未満	100,000円
120件以上180件未満	150,000円
180件以上240件未満	200,000円
240件以上300件未満	250,000円
300件以上360件未満	300,000円
360件以上420件未満	350,000円
420件以上	400,000円

（評価料の納入）

第5条 認定評価を申請した助産所は、評価料（第2条（1）および（2））に消費税を加えた額を申請時から1ヶ月以内に原則として一括納入するものとする。特別な場合については分割納入も可能であり、評価料の一部（第2条（1））に消費税を加えた額を申請時から1ヶ月以内に納入し、評価料の一部（第2条（2））に消費税を加えた額は、現地調査終了後1ヶ月以内に納入するものとする。

（評価料の請求）

第6条 本機構は、評価の助産所に対し前条に基づく評価料請求書を納入期限2週間前までに送付しなければならない。

2 評価料の振込手数料は、申請助産所の負担とする。

（評価料の返還）

第7条助産所評価を中止する場合は、既に納入した評価料は返還しないものとする。

ただし、評価を中止した助産所において特別の事情がある場合は、理事長の定めるところにより、評価料の一部を返還することができる。

(再評価に関する評価料)

第8条 再評価の評価料は、対象助産所の再評価の項目及び内容によって、理事会の議決を経るものとする。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成22年2月14日から施行し適用する。

この規程は、平成29年10月26日から施行し適用する。